

射水市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により射水市（以下「市」または「本市」）へ寄附をいただいた市外在住の寄付者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品の PR 並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

2 事業概要

本市ふるさと納税に返礼品として提供いただいた場合は、本市が契約を締結しているふるさと納税ポータルサイトを通じて紹介し、寄附者は寄附額に応じて希望する返礼品を選択できます。

返礼品提供事業者は、自らが提供する返礼品が寄附者から選択された場合、市（または市から返礼品取扱について委託を受けた者）からの依頼により、寄附者（または寄附者が指定した者）に返礼品を発送します。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件にすべて適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- （１）本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市を PR していると認められる場合は、市外の事業者も可能とします。
- （２）市税等の滞納がない者であること。
- （３）各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- （４）代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び射水市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- （５）射水市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

4 返礼品の条件

(1) 3の要件を満たす事業者が生産、製造、加工している商品または提供しているサービスであり、以下の要件にすべて適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

ア 本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているもの。

イ 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定の場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。

エ 食品については、市（または市から返礼品取扱について委託を受けた者）及び配送業者と調整の上、寄附者（または寄附者が指定した者）が安全に賞味できる期限が保証されること。

オ 総務省が通知する「ふるさと納税の趣旨」に反せず、また公序良俗に反していないこと。

カ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

(2) 返礼品に係る費用には、返礼品の価格に加え梱包代や送料その他の経費を踏まえ、市が寄附額を設定します。なお、返礼品に係る費用には消費税及び地方消費税を含むものとします。

5 返礼品提供事業者として登録することの効果

(1) ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路ができます。

(2) 本市が契約を締結しているふるさと納税ポータルサイトに返礼品の名

称、画像、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者の PR ができます。

(3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシを同梱することで、自社商品等の PR を図ることができます。ただし、パンフレットやチラシの同梱は、返礼品のみを発送する場合と送料が変動しない範囲とします。

6 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、射水市産業経済部農林水産課へ持参または郵送にて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とします。

- (1) 射水市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第 1 号）
- (2) 返礼品提案書（様式第 2 号）
- (3) 事業者概要（任意様式、パンフレット等でも可）
- (4) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営む事業者。※有効期限内のものに限る。）
- (5) 誓約書（様式第 3 号）
- (6) 市税に未納のない証明書（本市に納税義務を有する場合のみ。発行日から 3 カ月以内のものに限る。）

7 返礼品提供事業者及び返礼品の決定

市は申請内容を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否及び返礼品の採択を決定します。

8 返礼品の内容変更等

返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録決定後に企業情報等を変更する場合または返礼品決定後に返礼品内容を変更・辞退する場合には、「射水市ふるさと納税登録内容変更申請書」（様式第 4 号）にて速やかに市に報告してください。なお返礼品を変更する場合は、「返礼品提案書」（様式第 2 号）を新たに作成し、併せて提出してください。

9 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

- (1) 市は、登録された返礼品提供事業者または返礼品が次のいずれかに該当した場合は、その登録を取り消すことができるものとします。

ア 3 及び 4 に定める要件に適合しなくなったと認められる場合

- イ 提出書類に虚偽があった場合
- ウ 市に損害を及ぼす行為があった場合

(2)(1)の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が倒産した場合は、市は取り消すことができるものとします。

10 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、射水市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

11 その他の留意事項

(1) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市（または市から返礼品取扱について委託を受けた者）へ報告してください。

(2) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合には、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。

(3) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 市は、その他必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

12 申込み・問い合わせ先

射水市産業経済部農林水産課ふるさと納税推進班

〒939-0292 射水市小島 703（大島分庁舎 1 階）

TEL：0766-51-6677 FAX：0766-51-6692

メールアドレス：furusato@city.imizu.lg.jp